

「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」新旧対照表

現 行	改 定 案	改定の理由																		
<p>第1章 総論</p> <p>第2節 環境影響評価及び事後調査の実施手順</p> <p>技術指針に従って、各評価項目ごとに現況調査の内容、方法等を検討し、現況調査を実施した後、環境に与える影響の程度、範囲等を予測する。予測の結果、新たに環境保全のための措置が必要と判断される場合は、その内容を検討し、再度予測及び評価を行うものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域概況の把握</p> <p>(略)</p> <p>別表2 地域概況の把握に係る調査項目</p> <table border="1" data-bbox="231 781 1294 1104"> <tr> <td>社会的状況</td> <td>人口、産業、交通、土地利用、水利用、関係法律・条例等による指定・規制等、その他</td> </tr> <tr> <td>生活環境</td> <td>大気環境、水環境、土壌環境、その他</td> </tr> <tr> <td>自然環境</td> <td>気象、地象、水象、生態系、その他</td> </tr> <tr> <td>歴史的・文化的環境</td> <td>文化財、その他</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 評価項目の選定</p> <p>3の項において抽出した環境影響要因を基に、別表3に掲げる環境項目の中から評価項目を選定し、別表4に従って整理する。</p>	社会的状況	人口、産業、交通、土地利用、水利用、関係法律・条例等による指定・規制等、その他	生活環境	大気環境、水環境、土壌環境、その他	自然環境	気象、地象、水象、生態系、その他	歴史的・文化的環境	文化財、その他	<p>第1章 総論</p> <p>第2節 環境影響評価及び事後調査の実施手順</p> <p>技術指針に従って、評価項目ごとに現況調査の内容、方法等を検討し、現況調査を実施した後、環境に与える影響の程度、範囲等を予測する。予測の結果、新たに環境保全のための措置が必要と判断される場合は、その内容を検討し、再度予測及び評価を行うものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域概況の把握</p> <p>(略)</p> <p>別表2 地域概況の把握に係る調査項目</p> <table border="1" data-bbox="1406 781 2469 1205"> <tr> <td>社会的状況</td> <td>人口、産業、交通、土地利用、水利用、関係法律・条例等による指定・規制等、その他</td> </tr> <tr> <td>生活環境</td> <td>大気環境、水環境、土壌環境、その他</td> </tr> <tr> <td>自然環境</td> <td>気象、地象、水象、生態系、その他</td> </tr> <tr> <td>歴史的・文化的環境</td> <td>文化財、その他</td> </tr> <tr> <td>気候変動適応等</td> <td>洪水・内水氾濫、高潮・高波、土砂災害及び暑熱についての基礎情報及び将来の状況、地震及び津波の被害想定</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 評価項目の選定</p> <p>3の項において抽出した環境影響要因を基に、別表3に掲げる環境項目 <u>(気候変動適応等については対象事業による環境への影響を増大させ得る自然条件を含む。)</u> の中から評価項目を選定し、別表4に従って整理する。</p>	社会的状況	人口、産業、交通、土地利用、水利用、関係法律・条例等による指定・規制等、その他	生活環境	大気環境、水環境、土壌環境、その他	自然環境	気象、地象、水象、生態系、その他	歴史的・文化的環境	文化財、その他	気候変動適応等	洪水・内水氾濫、高潮・高波、土砂災害及び暑熱についての基礎情報及び将来の状況、地震及び津波の被害想定	<p>文言の修正</p> <p>気候変動適応等の導入のため</p>
社会的状況	人口、産業、交通、土地利用、水利用、関係法律・条例等による指定・規制等、その他																			
生活環境	大気環境、水環境、土壌環境、その他																			
自然環境	気象、地象、水象、生態系、その他																			
歴史的・文化的環境	文化財、その他																			
社会的状況	人口、産業、交通、土地利用、水利用、関係法律・条例等による指定・規制等、その他																			
生活環境	大気環境、水環境、土壌環境、その他																			
自然環境	気象、地象、水象、生態系、その他																			
歴史的・文化的環境	文化財、その他																			
気候変動適応等	洪水・内水氾濫、高潮・高波、土砂災害及び暑熱についての基礎情報及び将来の状況、地震及び津波の被害想定																			

現 行	改 定 案	改定の理由
-----	-------	-------

別表3 環境項目

生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、景観
自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場
歴史的・文化的環境	景観、文化財
環境負荷	廃棄物、発生土、温室効果ガス、オゾン層破壊物質

別表3 環境項目

生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、景観
自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場
歴史的・文化的環境	景観、文化財
環境負荷	廃棄物、発生土、温室効果ガス、オゾン層破壊物質
<u>気候変動適応等</u>	<u>洪水・内水氾濫、高潮・高波、土砂災害、暑熱、地震、津波</u>

別表4 環境影響要因と評価項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容						選定する理由 選定しない理由
小項目		施設等の存在		施設の供用		工事の実施		
大気質	環境基準設定項目							
	その他							
(略)								
地球環境	地球温暖化							
	オゾン層破壊							

(略)

別表4 環境影響要因と評価項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容						選定する理由 選定しない理由
小項目		施設等の存在		施設の供用		工事の実施		
大気質	環境基準設定項目							
	その他							
(略)								
地球環境	地球温暖化							
	オゾン層破壊							
<u>気候変動適応等</u>	<u>洪水・内水氾濫</u>							
	<u>高潮・高波</u>							
	<u>土砂災害</u>							
	<u>暑熱</u>							
	<u>地震</u>							
	<u>津波</u>							

(略)

現 行	改 定 案	改定の理由																																																																																																		
<p>3 環境配慮の方法 (1)～(4) (略) (5) 方法書等への記載 ア. (略) イ. 環境配慮の内容等 (略)</p> <p>別表7 環境配慮事項 1 (略) 2 循環</p> <table border="1" data-bbox="160 657 1294 1520"> <thead> <tr> <th>環境配慮項目及び環境配慮事項</th> <th>面 整 備</th> <th>交 通 施 設</th> <th>供 給 処 理 施 設</th> <th>埋 立 事 業</th> <th>建 築 物</th> <th>港 湾 計 画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-1 資源循環</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の埋戻しや盛土等への再利用の徹底など、同一工事や他の工事での再利用に努めること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物・施設については、将来、解体の際に発生する廃棄物の減量化・リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-2 水循環</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 (略)</p>	環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画	2-1 資源循環							循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の埋戻しや盛土等への再利用の徹底など、同一工事や他の工事での再利用に努めること。	○	○	○	○	○		建物・施設については、将来、解体の際に発生する廃棄物の減量化・リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。			○		○		2-2 水循環							雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。			○		○		雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。	○	○	○		○		<p>3 環境配慮の方法 (1)～(4) (略) (5) 方法書等への記載 ア. (略) イ. 環境配慮の内容等 (略)</p> <p>別表7 環境配慮事項 1 (略) 2 循環</p> <table border="1" data-bbox="1326 657 2460 1520"> <thead> <tr> <th>環境配慮項目及び環境配慮事項</th> <th>面 整 備</th> <th>交 通 施 設</th> <th>供 給 処 理 施 設</th> <th>埋 立 事 業</th> <th>建 築 物</th> <th>港 湾 計 画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-1 資源循環</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の埋戻しや盛土等への再利用の徹底など、同一工事や他の工事での再利用に努めること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物・施設については、将来、<u>の</u>解体の際に発生する廃棄物の減量化・リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-2 水循環</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 (略)</p>	環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画	2-1 資源循環							循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の埋戻しや盛土等への再利用の徹底など、同一工事や他の工事での再利用に努めること。	○	○	○	○	○		建物・施設については、将来、 <u>の</u> 解体の際に発生する廃棄物の減量化・リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。			○		○		2-2 水循環							雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。			○		○		雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。	○	○	○		○		<p>文言の修正</p>
環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画																																																																																														
2-1 資源循環																																																																																																				
循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の埋戻しや盛土等への再利用の徹底など、同一工事や他の工事での再利用に努めること。	○	○	○	○	○																																																																																															
建物・施設については、将来、解体の際に発生する廃棄物の減量化・リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。			○		○																																																																																															
2-2 水循環																																																																																																				
雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。			○		○																																																																																															
雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。	○	○	○		○																																																																																															
環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画																																																																																														
2-1 資源循環																																																																																																				
循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の埋戻しや盛土等への再利用の徹底など、同一工事や他の工事での再利用に努めること。	○	○	○	○	○																																																																																															
建物・施設については、将来、 <u>の</u> 解体の際に発生する廃棄物の減量化・リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。			○		○																																																																																															
2-2 水循環																																																																																																				
雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。			○		○																																																																																															
雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。	○	○	○		○																																																																																															

現 行	改 定 案						改定の理由																																																																																																		
	<p>7 気候変動適応等</p> <table border="1" data-bbox="1329 289 2469 1927"> <thead> <tr> <th data-bbox="1329 289 2190 577">環境配慮項目及び環境配慮事項</th> <th data-bbox="2190 289 2237 577">面 整 備</th> <th data-bbox="2237 289 2285 577">交 通 施 設</th> <th data-bbox="2285 289 2332 577">供 給 処 理 施 設</th> <th data-bbox="2332 289 2380 577">埋 立 事 業</th> <th data-bbox="2380 289 2427 577">建 築 物</th> <th data-bbox="2427 289 2469 577">港 湾 計 画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 577 2190 625">7-1 洪水・内水氾濫</td> <td data-bbox="2190 577 2237 625"></td> <td data-bbox="2237 577 2285 625"></td> <td data-bbox="2285 577 2332 625">○</td> <td data-bbox="2332 577 2380 625"></td> <td data-bbox="2380 577 2427 625"></td> <td data-bbox="2427 577 2469 625"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 625 2190 772"> <u>浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、洪水・内水氾濫による浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。</u> </td> <td data-bbox="2190 625 2237 772"></td> <td data-bbox="2237 625 2285 772"></td> <td data-bbox="2285 625 2332 772">○</td> <td data-bbox="2332 625 2380 772"></td> <td data-bbox="2380 625 2427 772"></td> <td data-bbox="2427 625 2469 772"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 772 2190 821">7-2 高潮・高波</td> <td data-bbox="2190 772 2237 821"></td> <td data-bbox="2237 772 2285 821"></td> <td data-bbox="2285 772 2332 821">○</td> <td data-bbox="2332 772 2380 821"></td> <td data-bbox="2380 772 2427 821"></td> <td data-bbox="2427 772 2469 821"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 821 2190 968"> <u>工場等の供給処理施設にあっては、浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、高潮・高波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。</u> </td> <td data-bbox="2190 821 2237 968"></td> <td data-bbox="2237 821 2285 968"></td> <td data-bbox="2285 821 2332 968">○</td> <td data-bbox="2332 821 2380 968"></td> <td data-bbox="2380 821 2427 968"></td> <td data-bbox="2427 821 2469 968"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 968 2190 1199"> <u>廃棄物海面最終処分場にあっては、護岸の高さの確保、流出防止対策、越波による配管等の損傷の防止、電力の喪失への対策など、高潮・高波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設の浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。</u> </td> <td data-bbox="2190 968 2237 1199">○</td> <td data-bbox="2237 968 2285 1199"></td> <td data-bbox="2285 968 2332 1199"></td> <td data-bbox="2332 968 2380 1199"></td> <td data-bbox="2380 968 2427 1199"></td> <td data-bbox="2427 968 2469 1199"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1199 2190 1247">7-3 土砂災害</td> <td data-bbox="2190 1199 2237 1247"></td> <td data-bbox="2237 1199 2285 1247"></td> <td data-bbox="2285 1199 2332 1247"></td> <td data-bbox="2332 1199 2380 1247"></td> <td data-bbox="2380 1199 2427 1247"></td> <td data-bbox="2427 1199 2469 1247"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1247 2190 1352"> <u>大雨に対応できる十分な能力を有する排水施設の設置など、大雨に起因する土砂災害の発生の防止に努めること。</u> </td> <td data-bbox="2190 1247 2237 1352">○</td> <td data-bbox="2237 1247 2285 1352"></td> <td data-bbox="2285 1247 2332 1352"></td> <td data-bbox="2332 1247 2380 1352"></td> <td data-bbox="2380 1247 2427 1352"></td> <td data-bbox="2427 1247 2469 1352"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1352 2190 1400">7-4 暑熱</td> <td data-bbox="2190 1352 2237 1400"></td> <td data-bbox="2237 1352 2285 1400"></td> <td data-bbox="2285 1352 2332 1400"></td> <td data-bbox="2332 1352 2380 1400"></td> <td data-bbox="2380 1352 2427 1400"></td> <td data-bbox="2427 1352 2469 1400"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1400 2190 1589"> <u>日射の低減、地表面及び施設壁面等の高温化抑制・冷却、空気及び人体の冷却、人工排熱の低減、風の誘導や排熱の位置等の考慮など、ヒートアイランド現象等暑熱による健康リスクの低減に努めること。</u> </td> <td data-bbox="2190 1400 2237 1589">○</td> <td data-bbox="2237 1400 2285 1589"></td> <td data-bbox="2285 1400 2332 1589"></td> <td data-bbox="2332 1400 2380 1589"></td> <td data-bbox="2380 1400 2427 1589">○</td> <td data-bbox="2427 1400 2469 1589"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1589 2190 1638">7-5 地震</td> <td data-bbox="2190 1589 2237 1638"></td> <td data-bbox="2237 1589 2285 1638"></td> <td data-bbox="2285 1589 2332 1638"></td> <td data-bbox="2332 1589 2380 1638"></td> <td data-bbox="2380 1589 2427 1638"></td> <td data-bbox="2427 1589 2469 1638"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1638 2190 1785"> <u>施設の耐震性能の確保、電力喪失対策及び液状化への対策など、地震に起因する化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。</u> </td> <td data-bbox="2190 1638 2237 1785"></td> <td data-bbox="2237 1638 2285 1785"></td> <td data-bbox="2285 1638 2332 1785">○</td> <td data-bbox="2332 1638 2380 1785"></td> <td data-bbox="2380 1638 2427 1785"></td> <td data-bbox="2427 1638 2469 1785"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1785 2190 1833">7-6 津波</td> <td data-bbox="2190 1785 2237 1833"></td> <td data-bbox="2237 1785 2285 1833"></td> <td data-bbox="2285 1785 2332 1833"></td> <td data-bbox="2332 1785 2380 1833"></td> <td data-bbox="2380 1785 2427 1833"></td> <td data-bbox="2427 1785 2469 1833"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1329 1833 2190 1927"> <u>沿岸域に立地する工場等の供給処理施設にあっては、浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、津波に起因する浸水に伴</u> </td> <td data-bbox="2190 1833 2237 1927"></td> <td data-bbox="2237 1833 2285 1927"></td> <td data-bbox="2285 1833 2332 1927">○</td> <td data-bbox="2332 1833 2380 1927"></td> <td data-bbox="2380 1833 2427 1927"></td> <td data-bbox="2427 1833 2469 1927"></td> </tr> </tbody> </table>						環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画	7-1 洪水・内水氾濫			○				<u>浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、洪水・内水氾濫による浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。</u>			○				7-2 高潮・高波			○				<u>工場等の供給処理施設にあっては、浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、高潮・高波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。</u>			○				<u>廃棄物海面最終処分場にあっては、護岸の高さの確保、流出防止対策、越波による配管等の損傷の防止、電力の喪失への対策など、高潮・高波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設の浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。</u>	○						7-3 土砂災害							<u>大雨に対応できる十分な能力を有する排水施設の設置など、大雨に起因する土砂災害の発生の防止に努めること。</u>	○						7-4 暑熱							<u>日射の低減、地表面及び施設壁面等の高温化抑制・冷却、空気及び人体の冷却、人工排熱の低減、風の誘導や排熱の位置等の考慮など、ヒートアイランド現象等暑熱による健康リスクの低減に努めること。</u>	○				○		7-5 地震							<u>施設の耐震性能の確保、電力喪失対策及び液状化への対策など、地震に起因する化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。</u>			○				7-6 津波							<u>沿岸域に立地する工場等の供給処理施設にあっては、浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、津波に起因する浸水に伴</u>			○				
環境配慮項目及び環境配慮事項	面 整 備	交 通 施 設	供 給 処 理 施 設	埋 立 事 業	建 築 物	港 湾 計 画																																																																																																			
7-1 洪水・内水氾濫			○																																																																																																						
<u>浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、洪水・内水氾濫による浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。</u>			○																																																																																																						
7-2 高潮・高波			○																																																																																																						
<u>工場等の供給処理施設にあっては、浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、高潮・高波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。</u>			○																																																																																																						
<u>廃棄物海面最終処分場にあっては、護岸の高さの確保、流出防止対策、越波による配管等の損傷の防止、電力の喪失への対策など、高潮・高波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設の浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。</u>	○																																																																																																								
7-3 土砂災害																																																																																																									
<u>大雨に対応できる十分な能力を有する排水施設の設置など、大雨に起因する土砂災害の発生の防止に努めること。</u>	○																																																																																																								
7-4 暑熱																																																																																																									
<u>日射の低減、地表面及び施設壁面等の高温化抑制・冷却、空気及び人体の冷却、人工排熱の低減、風の誘導や排熱の位置等の考慮など、ヒートアイランド現象等暑熱による健康リスクの低減に努めること。</u>	○				○																																																																																																				
7-5 地震																																																																																																									
<u>施設の耐震性能の確保、電力喪失対策及び液状化への対策など、地震に起因する化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。</u>			○																																																																																																						
7-6 津波																																																																																																									
<u>沿岸域に立地する工場等の供給処理施設にあっては、浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、津波に起因する浸水に伴</u>			○																																																																																																						

現 行	改 定 案						改定の理由									
<p>(略)</p> <p>第2章 調査、予測、評価及び事後調査の方法</p> <p>第1節 大気質</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 大気汚染に係る調査方法</p> <p>大気汚染に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)、「大気汚染状況報告書」(環境省水・大気環境局)等既存資料の整理、解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 測定方法</p> <p>a. 環境基準が定められている項目</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン</p> <p>「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年3月環境省水・大気環境局大気環境課)</p> <p>(f) ダイオキシン類</p> <p>「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成20年3月環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室・大気環境課)</p> <p>b. 環境基準の定められていない項目</p> <p>(略)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 水銀</p> <p>「有害大気汚染物質測定方法マニュアル(水銀・ベンゾ[a]ピレン)」(平成11年3月環境庁大気保全局大気規制課)</p> <p>(略)</p>	<table border="1" data-bbox="1335 241 2463 535"> <tr> <td data-bbox="1335 241 2190 304">う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。</td> <td data-bbox="2190 241 2237 304"></td> <td data-bbox="2237 241 2285 304"></td> <td data-bbox="2285 241 2332 304"></td> <td data-bbox="2332 241 2380 304"></td> <td data-bbox="2380 241 2427 304"></td> <td data-bbox="2427 241 2463 304"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1335 304 2190 535">廃棄物海面最終処分場にあつては、護岸の高さの確保、流出防止対策、越波による配管等の損傷の防止、電力の喪失への対策など、津波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設の浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。</td> <td data-bbox="2190 304 2237 535">○</td> <td data-bbox="2237 304 2285 535"></td> <td data-bbox="2285 304 2332 535"></td> <td data-bbox="2332 304 2380 535"></td> <td data-bbox="2380 304 2427 535"></td> <td data-bbox="2427 304 2463 535"></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2章 調査、予測、評価及び事後調査の方法</p> <p>第1節 大気質</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 大気汚染に係る調査方法</p> <p>大気汚染に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府)、「大気汚染状況報告書」(環境省水・大気環境局)等既存資料の整理、解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 測定方法</p> <p>a. 環境基準が定められている項目</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン</p> <p>「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成31年3月環境省水・大気環境局大気環境課)</p> <p>(f) ダイオキシン類</p> <p>「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(令和4年3月環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室・大気環境課)</p> <p>b. 環境基準の定められていない項目</p> <p>(略)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 水銀</p> <p>「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成31年3月環境省水・大気環境局大気環境課)</p> <p>(略)</p>	う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。							廃棄物海面最終処分場にあつては、護岸の高さの確保、流出防止対策、越波による配管等の損傷の防止、電力の喪失への対策など、津波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設の浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。	○						<p>文言の修正</p> <p>最新版に更新</p>
う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。																
廃棄物海面最終処分場にあつては、護岸の高さの確保、流出防止対策、越波による配管等の損傷の防止、電力の喪失への対策など、津波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設の浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。	○															

現 行	改 定 案	改定の理由
<p>イ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(ア) 気象の状況</p> <p>地上及び上空の気象の状況について、次に掲げるところにより現地調査を実施する。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時測定局測定結果」、調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象観測原簿」又は「大阪府の気象」（大阪管区気象台）等既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 水質・底質</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 水質汚濁に係る調査方法</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 測定方法</p> <p>a. 採水方法</p> <p>採水方法は、「水質調査方法」（昭和46年9月30日環境庁水質保全局長通知）等による。</p> <p>b. 分析方法</p> <p>分析方法は、次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定する。</p> <p>(a)～(g) (略)</p> <p>(h) 「上水試験法」（日本水道協会）</p> <p>(i)～(k) (略)</p> <p>イ. 底質に係る調査方法</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 測定方法</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 分析方法及び溶出試験方法</p> <p>分析方法等は、次に掲げる方法のうちから項目に応じて適切なものを選定する。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) 「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省水・大気環境局水環境課）</p> <p>(略)</p>	<p>イ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(ア) 気象の状況</p> <p>地上及び上空の気象の状況について、次に掲げるところにより現地調査を実施する。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時監視測定局測定結果」、調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象観測原簿」又は「大阪府の気象」（大阪管区気象台）等既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 水質・底質</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 水質汚濁に係る調査方法</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 測定方法</p> <p>a. 採水方法</p> <p>採水方法は、「水質調査方法」（昭和46年9月30日環境庁水質保全局長通達）等による。</p> <p>b. 分析方法</p> <p>分析方法は、次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定する。</p> <p>(a)～(g) (略)</p> <p>(h) 「上水試験方法」（日本水道協会）</p> <p>(i)～(k) (略)</p> <p>イ. 底質に係る調査方法</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 測定方法</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 分析方法及び溶出試験方法</p> <p>分析方法等は、次に掲げる方法のうちから項目に応じて適切なものを選定する。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) 「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（令和4年3月環境省水・大気環境局水環境課）</p> <p>(略)</p>	<p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>最新版に更新</p>

現 行	改 定 案	改定の理由
<p>第5節 振動</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 振動に係る調査方法</p> <p>(略)</p> <p>(7)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 鉄軌道振動（新幹線鉄道を含む。）</p> <p>a. ～b. (略)</p> <p>c. 測定方法</p> <p>測定方法は、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」に定める方法による。</p> <p>(エ) 工場・事業場振動</p> <p>a. ～b. (略)</p> <p>c. 測定方法</p> <p>工場・事業場振動の測定方法は、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に定める方法による。</p> <p>(略)</p> <p>2 予測</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 予測方法</p> <p>ア. ～イ. (略)</p> <p>ウ. 現地実験</p> <p>ただし、アによる方法を用いる場合にあっては、振動源の種類ごとに以下の予測式又はこれと同等レベルの予測式を用いる。</p> <p>(7) 道路交通振動</p> <p>建設省土木研究所提案式（「建設省所管道路事業環境影響評価技術指針（昭和60年9月建設省技調第516号）」）</p> <p>(略)</p> <p>第9節 土壌汚染</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 土壌汚染に係る調査方法</p> <p>(7) 略</p> <p>(イ) 測定方法</p> <p>測定方法は、次に掲げるものに定められている測定の方法から、項目に応じて選択する。</p> <p>a. 「<u>土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針</u>」（平成11年1月環境庁水質保全局）</p>	<p>第5節 振動</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 振動に係る調査方法</p> <p>(略)</p> <p>(7)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 鉄軌道振動（新幹線鉄道を含む。）</p> <p>a. ～b. (略)</p> <p>c. 測定方法</p> <p>測定方法は、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」<u>（昭和51年環大特32号）</u>に定める方法による。</p> <p>(エ) 工場・事業場振動</p> <p>a. ～b. (略)</p> <p>c. 測定方法</p> <p>工場・事業場振動の測定方法は、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」<u>（昭和51年環境庁告示90号）</u>に定める方法による。</p> <p>(略)</p> <p>2 予測</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 予測方法</p> <p>ア. ～イ. (略)</p> <p>ウ. 現地実験</p> <p>ただし、アによる方法を用いる場合にあっては、振動源の種類ごとに以下の予測式又はこれと同等レベルの予測式を用いる。</p> <p>(7) 道路交通振動</p> <p>建設省土木研究所提案式（「建設省所管道路事業環境影響評価技術指針（昭和60年9月建設省技調発第516号）」）</p> <p>(略)</p> <p>第9節 土壌汚染</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 土壌汚染に係る調査方法</p> <p>(7) 略</p> <p>(イ) 測定方法</p> <p>測定方法は、次に掲げるものに定められている測定の方法から、項目に応じて選択する。</p> <p>a. 「<u>土壌汚染対策法に基づく告示</u>」</p>	<p></p> <p>出典を追記</p> <p>出典を追記</p> <p>文言の修正</p> <p>最新版に更新</p>

現 行	改 定 案	改定の理由
<p>b. ～ c. (略)</p> <p>d. 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省水・大気環境局土壌環境課)</p> <p>(略)</p> <p>第10節 日照障害</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(7) 地形の状況</p> <p>土地の高低、斜面等について、既存資料の整理、解析又は現地調査の実施により調査する。<u>る</u>。</p> <p>(略)</p> <p>第12節 気象</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 気象に係る調査方法</p> <p>(略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象観測原簿」又は「大阪府の気象」及び「大気汚染常時測定局測定結果」等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(7) 地上の気象の調査</p> <p>a. 観測期間</p> <p>観測期間は、<u>各</u>季節ごとの風向の出現頻度、風速の階級別出現頻度及び気温の推移の状況等が把握できる期間とする。</p> <p>(略)</p> <p>第13節 地象</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(7) 気象の状況</p> <p>降水量について、「<u>気象年報</u>」等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。</p> <p>(略)</p>	<p>b. ～ c. (略)</p> <p>d. 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(令和4年3月環境省水・大気環境局土壌環境課)</p> <p>(略)</p> <p>第10節 日照障害</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(7) 地形の状況</p> <p>土地の高低、斜面等について、既存資料の整理、解析又は現地調査の実施により調査する。</p> <p>(略)</p> <p>第12節 気象</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 気象に係る調査方法</p> <p>(略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象観測原簿」又は「大阪府の気象」及び「大気汚染常時<u>監視</u>測定局測定結果」等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(7) 地上の気象の調査</p> <p>a. 観測期間</p> <p>観測期間は、季節ごとの風向の出現頻度、風速の階級別出現頻度及び気温の推移の状況等が把握できる期間とする。</p> <p>(略)</p> <p>第13節 地象</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(7) 気象の状況</p> <p>降水量について、既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。</p> <p>(略)</p>	<p>最新版に更新</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>「気象庁年報」刊行終了による削除</p>

現 行	改 定 案	改定の理由
<p>第14節 水象</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 水象に係る調査方法</p> <p>(7) 河川水象</p> <p>(略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>流量年表</u>」(日本河川協会)、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」等既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(略)</p> <p>第15節 陸域生態系</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. ～エ. (略)</p> <p>オ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(7)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 法令による地域指定等</p> <p>(略)</p> <p>大阪府文化財保護条例(昭和<u>50</u>年大阪府条例第<u>28</u>号)</p> <p>(略)</p>	<p>第14節 水象</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 水象に係る調査方法</p> <p>(7) 河川水象</p> <p>(略)</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」等既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(略)</p> <p>第15節 陸域生態系</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. ～エ. (略)</p> <p>オ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(7)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 法令による地域指定等</p> <p>(略)</p> <p>大阪府文化財保護条例(昭和<u>44</u>年大阪府条例第<u>5</u>号)</p> <p>(略)</p> <p>第22節 洪水・内水氾濫</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p><u>洪水・内水氾濫に係る調査項目は、現況の最大日降水量及びハザードマップの情報(想定雨量、最大浸水深、過去の浸水記録等)並びに将来における最大日降水量等とする。</u></p> <p>(2) 調査地域</p> <p><u>調査地域は、対象事業の実施場所とする。</u></p> <p>(3) 調査方法</p> <p><u>洪水・内水氾濫に係る調査は、原則として既存資料の整理等による。</u></p> <p>(4) 調査の結果</p> <p><u>調査の結果をとりまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。</u></p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測事項</p> <p><u>予測事項は、洪水・内水氾濫に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいの発生リスクの程度と</u></p>	<p>「流量年表」刊行終了による削除</p> <p>文言の修正</p> <p>新設</p>

現 行	改 定 案	改定の理由
	<p>する。</p> <p>(2) 予測の対象時期 <u>予測の対象とする時期は、原則として21世紀末頃とする。</u></p> <p>(3) 環境保全対策 <u>洪水・内水氾濫に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいの防止のために計画した環境保全対策の内容、実施時期及び効果をとりまとめる。</u></p> <p>(4) 予測方法 <u>予測方法は、対象事業の種類、規模及び環境保全対策等を考慮し、既存資料等を参考にして推定する方法等による。</u></p> <p>(5) 予測の結果 <u>予測の前提となる計画諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等をとりまとめる。</u></p> <p>3 評価</p> <p>(1) 評価項目 <u>評価項目は、予測した項目とする。</u></p> <p>(2) 評価の指針 <u>洪水・内水氾濫に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいに関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされていること。</u></p> <p>(3) 評価方法 <u>現況調査及び予測の結果に基づき、評価の指針に照らして評価する。</u></p> <p>第23節 高潮・高波</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>ア. 沿岸域に立地する工場等の供給処理施設に係る調査項目 <u>高潮・高波に係る調査項目は、現況の大阪湾の潮位偏差及びハザードマップの情報（最大浸水深、過去の浸水記録など）並びに将来における大阪湾の潮位偏差及び平均海面水位の上昇量等とする。</u></p> <p>イ. 廃棄物海面最終処分場に係る調査項目 <u>高潮・高波に係る調査項目は、現況及び将来の大阪湾の潮位偏差及び平均海面水位の上昇量等とする。</u></p> <p>(2) 調査地域 <u>調査地域は、対象事業の実施場所とする。</u></p> <p>(3) 調査方法 <u>高潮・高波に係る調査は、原則として既存資料の整理等による。</u></p>	

現 行	改 定 案	改定の理由
	<p>(4) 調査の結果 <u>調査の結果をとりまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。</u></p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測事項</p> <p>ア. 沿岸域に立地する工場等の供給処理施設に係る予測事項 <u>予測事項は、高潮・高波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいの発生リスクの程度とする。</u></p> <p>イ. 廃棄物海面最終処分場に係る予測事項 <u>予測事項は、高潮・高波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設の浸水に伴う化学物質の漏えいの発生リスクの程度とする。</u></p> <p>(2) 予測の対象時期 <u>予測の対象とする時期は、原則として21世紀末頃とする。</u></p> <p>(3) 環境保全対策 <u>高潮・高波に起因する化学物質の漏えいの防止のために計画した環境保全対策の内容、実施時期及び効果をとりまとめる。</u></p> <p>(4) 予測方法 <u>予測方法は、対象事業の種類、規模及び環境保全対策を考慮し、既存資料等を参考にして推定する方法等による。</u></p> <p>(5) 予測の結果 <u>予測の前提となる計画諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等をとりまとめる。</u></p> <p>3 評価</p> <p>(1) 評価項目 <u>評価項目は、予測した項目とする。</u></p> <p>(2) 評価の指針 <u>沿岸域に立地する工場等の供給処理施設にあっては、高潮・高波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいに関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされていること。</u> <u>廃棄物海面最終処分場にあっては、高潮・高波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設への浸水に伴う化学物質の漏えいに関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされていること。</u></p> <p>(3) 評価方法 <u>現況調査及び予測の結果に基づき、評価の指針に照らして評価する。</u></p>	

現 行	改 定 案	改定の理由
	<p><u>第24節 土砂災害</u></p> <p><u>1 現況調査</u></p> <p><u>(1) 調査項目</u> <u>土砂災害に係る調査項目は、現況及び将来における最大時間降水量及び最大日降水量並びに宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況とする。</u></p> <p><u>(2) 調査地域</u> <u>調査地域は、対象事業の実施場所とする。</u></p> <p><u>(3) 調査方法</u> <u>土砂災害に係る調査は、原則として既存資料の整理等による。</u></p> <p><u>(4) 調査の結果</u> <u>調査の結果をとりまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。</u></p> <p><u>2 予測</u></p> <p><u>(1) 予測事項</u> <u>予測事項は、円弧すべり面を仮定した安定計算等により算出される安全率とする。</u></p> <p><u>(2) 予測の対象時期</u> <u>予測の対象とする時期は、原則として21世紀末頃とする。</u></p> <p><u>(3) 環境保全対策</u> <u>大雨による土工構造物や残土処分場に埋立てられた土砂の安定性の低下に関して環境への影響の防止のために計画した環境保全対策の内容、実施時期及び効果をとりまとめる。</u></p> <p><u>(4) 予測方法</u> <u>予測方法は、円弧すべり面を仮定した安定計算等による定量的な予測とする。また、降雨による地下水の水位上昇時についても予測を行うものとする。</u></p> <p><u>(5) 予測の結果</u> <u>予測の前提となる計画諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等をとりまとめる。</u></p> <p><u>3 評価</u></p> <p><u>(1) 評価項目</u> <u>評価項目は、予測した項目とする。</u></p> <p><u>(2) 評価の指針</u> <u>①大雨による土工構造物や残土処分場に埋立てられた土砂の安定性の低下に関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされていること。</u> <u>②宅地造成及び特定盛土等規制法の宅地造成等に関する工事の技術的基準及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(3) 評価方法</u> <u>安定計算によって得られた安全率を許容安全率と比較するなど、評価の指針に照らして評価す</u></p>	

現 行	改 定 案	改定の理由
	<p>る。</p> <p><u>第25節 暑熱</u></p> <p><u>1 現況調査</u></p> <p><u>(1) 調査項目</u> 暑熱に係る調査項目は、現況及び将来における夏季の気温、相対湿度、日射量、風速及びWBGT（暑さ指数）等とする。</p> <p><u>(2) 調査地域</u> 調査地域は、対象事業の実施場所とする。</p> <p><u>(3) 調査方法</u> 暑熱に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。なお、予測及び評価の方法を勘案して既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p><u>ア. 調査期間</u> 調査期間は、暑熱の状況を適切に把握できる期間とする。</p> <p><u>イ. 調査地点</u> 調査地点は、対象事業の種類、規模及び気象状況等を考慮し、調査地域を代表する気温等の状況が把握できる地点とする。</p> <p><u>ウ. 測定方法</u> 気温、相対湿度、日射量及び風速の観測方法は、「地上気象観測指針」に定める方法によるとともに、予測を行うために十分な精度を有する観測結果が得られるように、気象測器を選定する。 WBGTの測定方法は、JIS Z 8504による。</p> <p><u>(4) 調査の結果</u> 調査の結果をとりまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。</p> <p><u>2 予測</u></p> <p><u>(1) 予測の対象時期</u> 予測の対象とする時期は、原則として21世紀末頃とする。</p> <p><u>(2) 環境保全対策</u> 暑熱の状況の悪化の防止のために計画した環境保全対策の内容、実施時期及び効果をとりまとめる。</p> <p><u>(3) 予測方法</u> 予測方法は、次に掲げる方法のうちから適切なものを選定する。 ア. ヒートアイランド対策熱負荷計算モデル等による定量的な予測 イ. 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の評価項目を参考とした定性的な予測</p>	

現 行	改 定 案	改定の理由
	<p>ウ. 対策手法及び対策量による定性的な予測</p> <p>(4) 予測の結果 <u>予測の前提となる計画諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等を取りまとめる。</u></p> <p>3 評価</p> <p>(1) 評価項目 <u>評価項目は、予測した項目とする。</u></p> <p>(2) 評価の指針 <u>事業の実施による気温、相対湿度、日射量、風速及びWBGT等への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされていること。</u></p> <p>(3) 評価方法 <u>現況調査及び予測の結果に基づき、評価の指針に照らして評価する。</u></p> <p>第26節 地震</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目 <u>地震に係る調査項目は、南海トラフ巨大地震、上町断層帯地震、生駒断層帯地震、有馬高槻断層帯地震又は中央構造線断層帯地震についての被害想定（想定震度及び液状化可能性（P L 値））とする。</u></p> <p>(2) 調査地域 <u>調査地域は、対象事業の実施場所とする。</u></p> <p>(3) 調査方法 <u>地震に係る調査は、原則として既存資料の整理等による。</u></p> <p>(4) 調査の結果 <u>調査の結果を取りまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。</u></p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測事項 <u>予測事項は、地震に起因する化学物質の漏えいの発生リスクの程度とする。</u></p> <p>(2) 予測の対象時期 <u>予測の対象とする時期は、対象事業が完了し施設の利用が最大となる時期とする。</u></p> <p>(3) 環境保全対策 <u>地震に起因する化学物質の漏えいの防止のために計画した環境保全対策の内容、実施時期及び効果を取りまとめる。</u></p> <p>(4) 予測方法 <u>予測方法は、対象事業の種類、規模及び環境保全対策を考慮し、既存資料等を参考にして推</u></p>	

現 行	改 定 案	改定の理由
	<p><u>定する方法等による。</u></p> <p>(5) <u>予測の結果</u> <u>予測の前提となる計画諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等を取りまとめる。</u></p> <p>3 <u>評価</u></p> <p>(1) <u>評価項目</u> <u>評価項目は、予測した項目とする。</u></p> <p>(2) <u>評価の指針</u> <u>地震に起因する化学物質の漏えいに関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がされていること。</u></p> <p>(3) <u>評価方法</u> <u>現況調査及び予測の結果に基づき、評価の指針に照らして評価する。</u></p> <p>第27節 <u>津波</u></p> <p>1 <u>現況調査</u></p> <p>(1) <u>調査項目</u></p> <p>ア. <u>沿岸域に立地する工場等の供給処理施設に係る調査項目</u> <u>津波に係る調査項目は、津波浸水深とする。</u></p> <p>イ. <u>廃棄物海面最終処分場に係る調査項目</u> <u>津波に係る調査項目は、津波波高とする。</u></p> <p>(2) <u>調査地域</u> <u>調査地域は、対象事業の実施場所とする。</u></p> <p>(3) <u>調査方法</u> <u>津波に係る調査は、原則として既存資料の整理等による。</u></p> <p>(4) <u>調査の結果</u> <u>調査の結果を取りまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。</u></p> <p>2 <u>予測</u></p> <p>(1) <u>予測事項</u></p> <p>ア. <u>沿岸域に立地する工場等の供給処理施設に係る予測事項</u> <u>予測事項は、津波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいの発生リスクの程度とする。</u></p> <p>イ. <u>廃棄物海面最終処分場に係る予測事項</u> <u>予測事項は、津波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設の浸水に伴う化学物質の漏えいの発生リスクの程度とする。</u></p>	

現 行	改 定 案	改定の理由
<p>(略)</p>	<p>(2) 予測の対象時期</p> <p>ア. 沿岸域に立地する工場等の供給処理施設に係る予測事項 <u>予測の対象とする時期は、対象事業が完了し施設の利用が最大となる時期とする。</u></p> <p>イ. 廃棄物海面最終処分場に係る予測事項 <u>予測の対象とする時期は、埋立処分の用に供する時期及び処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設の利用が最大となる時期とする。</u></p> <p>(3) 予測地域 <u>予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。</u></p> <p>(4) 環境保全対策 <u>津波に起因する化学物質の漏えいの防止のために計画した環境保全対策の内容、実施時期及び効果をとりまとめる。</u></p> <p>(5) 予測方法 <u>予測方法は、対象事業の種類、規模及び環境保全対策を考慮し、既存資料等を参考にして推定する方法等による。</u></p> <p>(6) 予測の結果 <u>予測の前提となる計画諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等をとりまとめる。</u></p> <p>3 評価</p> <p>(1) 評価項目 <u>評価項目は、予測した項目とする。</u></p> <p>(2) 評価の指針 <u>沿岸域に立地する工場等の供給処理施設にあっては、津波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいに関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされていること。</u> <u>廃棄物海面最終処分場にあっては、津波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設への浸水に伴う化学物質の漏えいに関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされていること。</u></p> <p>(3) 評価方法 <u>現況調査及び予測の結果に基づき、評価の指針に照らして評価する。</u></p> <p>(略)</p>	

現 行													改 定 案													改定の理由
記載例1 大気質に係る現地調査データの記載例													記載例1 大気質に係る現地調査データの記載例													1の表との整合のため追記 文言の修正
1 窒素酸化物の年間測定結果													1 <u>一酸化窒素及び窒素酸化物</u> の年間測定結果													
2～4 (略)													2～4 (略)													
5 一酸化炭素の年間測定結果													5 一酸化炭素の年間測定結果													
調査期間： 年 月 日～ 年 月 日 調査の実施者（法人名）：													調査期間： 年 月 日～ 年 月 日 調査の実施者（法人名）：													
調査地点	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた回数とその割合	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数		調査地点	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた回数とその割合	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数		
					(回)	(%)												(回)	(%)							(日)
				(mg/m3)	(回)	(%)	(回)	(%)	(mg/m3)	(mg/m3)	(有×・無○)	(日)					(mg/m3)	(回)	(%)	(日)	(%)	(mg/m3)	(mg/m3)	(有×・無○)	(日)	
平成11年3月29日策定 大阪府告示第555号 平成12年2月4日改定 大阪府告示第186号 平成13年7月27日改定 大阪府告示第1281号 平成15年8月15日改定 大阪府告示第1405号 平成18年1月31日改定 大阪府告示第201号 平成21年8月14日改定 大阪府告示第1299号 平成25年3月22日改定 大阪府告示第722号 平成27年8月12日改定 大阪府告示第1170号 平成29年7月27日改定 大阪府告示第1127号 平成30年5月16日改定 大阪府告示第1022号 令和元年7月5日改定 大阪府告示第357号													平成11年3月29日策定 大阪府告示第555号 平成12年2月4日改定 大阪府告示第186号 平成13年7月27日改定 大阪府告示第1281号 平成15年8月15日改定 大阪府告示第1405号 平成18年1月31日改定 大阪府告示第201号 平成21年8月14日改定 大阪府告示第1299号 平成25年3月22日改定 大阪府告示第722号 平成27年8月12日改定 大阪府告示第1170号 平成29年7月27日改定 大阪府告示第1127号 平成30年5月16日改定 大阪府告示第1022号 令和元年7月5日改定 大阪府告示第357号 <u>令和5年3月31日改定 大阪府告示第428号</u>													